

大阪市育休代替任期付職員【臨床心理職員】

募集要綱

令和 8 年 3 月 13 日
健 康 局

本務職員（臨床心理職員）が育児休業を取得する場合に代替として勤務していただく「育休代替任期付職員（臨床心理職員）」を募集します。

1 公募内容

任用形態	育休代替任期付職員
任用予定人数	1名 ・この選考試験の合格者は「大阪市健康局育休代替任期付職員（臨床心理職員）採用候補者名簿」（以下、「採用候補者名簿」という）に登録されます。
任用期間 勤務場所	任用期間 令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 ※任用期間については、職員の育児休業の取得期間により変更となる場合があります。 ※本務職員の育児休業の取得期間の延長申し出により、任用期間が延長となる場合があります。 ※最終合格者は令和 8 年 6 月 1 日採用予定ですが、欠員等の状況により、勤務可能な方は令和 8 年 6 月 1 日より前に採用される場合もあります。 勤務場所 大阪市こころの健康センター
職務内容	こころの健康センターにおける精神保健福祉に関する相談・企画・調整業務等
応募資格	次のいずれかに該当する者 (1) 公認心理師または臨床心理士の資格を有する者 (2) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において心理学の課程を修めて卒業した者 (3) 学校教育法に基づく大学院において心理学の課程を修了した者 ・ただし、地方公務員法第 16 条各号に該当する者（P4 参照）は受験できません。 また、日本国籍を有しない者、または任用予定日までに法令により日本での永住が認められない者は受験できません。
その他	・選考試験合格者を成績順に採用候補者名簿に登録し、その登録順に任用の連絡を行います。 ・本人の都合により任用を辞退された場合は、採用候補者名簿から削除となります。 ・採用候補者名簿の登録期間は、合格通知後 1 年となります。 ・採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。

2 勤務条件

勤務日 勤務時間 休日 休憩時間 時間外勤務	<ul style="list-style-type: none"> … 月曜日～金曜日（休日を除く） … 午前9時00分～午後5時30分 … 土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） … 45分 … 必要に応じて従事
年次休暇	1年につき20日を基本とし、任用期間に応じて比例付与
給料	<p>月額 253,924円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当を含みます。 ・前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。 ・昇給等がある場合があります。 ・原則当月17日に支給します。（1月は18日） <p>※超過勤務手当については、原則翌月17日。（1月は18日）</p> <p style="text-align: right;">（令和7年12月1日現在）</p>
通勤手当	<p>上限：55,000円（1か月あたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任用開始日（任用切替日）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給開始となります。
期末勤勉手当・退職手当	<p>本市職員基準により支給します。</p> <p>※任用期間が6か月を超えて退職する場合は、退職手当の支給対象となります。</p>
その他の手当	住居手当、扶養手当、超過勤務手当等
服務事項	<p>本務職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合 （2）職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 （3）全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 <p>は懲戒処分の対象となります。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・年金、健康保険については、大阪市職員共済組合に加入となります。 ・上記以外の勤務条件については、本務職員に準じたものになります。 ・育児休業及び育児短時間勤務等は請求することができません。 ・詳細については採用決定後お知らせします。

3 申込方法

受付期間	令和8年3月13日（金）から令和8年4月13日（月）まで（必着） ※持参の場合は受付期間内〔土・日・祝日を除く〕の午前9時から午後5時30分まで
提出書類	① 大阪市育児休業代替任期付職員採用申込書 ・過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を貼付してください。 ・申込書は本市所定の様式に限ります。（A4サイズで両面印刷したもの） ② 任期に関する承諾書兼申し立て書 ③ 入れ墨に関する調査票 ④ 応募要件にかかる資格証の写し 応募資格（1）に該当する者 ・公認心理師または臨床心理士の資格証の写し 応募資格（2）（3）に該当する者 ・卒業（修了）証明書 ・上記卒業（修了）課程にかかる成績証明書
提出先 提出方法	（1）提出先 【宛て先】〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階 【宛て名】大阪市こころの健康センター （2）提出方法 ・提出書類一式を封筒に入れ、「任期付職員（臨床心理職員）採用申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留等で送付してください（持参も可能）。 ・簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。 ・郵送料金不足の場合は受け付けできません。 ・提出いただいた書類は返却しません。

4 選考方法

日 時	令和8年4月23日（木） 午前9時45分集合（時間厳守） ※受付開始は午前9時30分から ※試験日程が変更になる場合があります。詳細は、受験予定者にお知らせします。
場 所	大阪市こころの健康センター 〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階（P4参照） ・ <u>受験票は送付しませんので、当日直接お越しください。</u>
試験内容	（1）論文試験（60分） （2）面接試験（15分程度）
結果発表	令和8年5月中旬頃に受験者本人あてに文書で通知します。
合格者の 決定方法	（1）論文試験及び面接試験の合計得点が一定の基準に達している者を合格者とします。 （2）合計得点が同じ場合は、面接試験の得点を優先します。 （3）受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、採用予定人数を下回ることがあります。

5 備考

- (1) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）に基づき適正に管理します。
- (2) 試験の結果、不合格の場合には、本人からの申し出により成績をお知らせします。
- (3) 合格後、あるいは採用候補者名簿に登録後、受験資格がないこと及び申し込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

【参考】地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

<お問い合わせ先>

大阪市こころの健康センター 電話：(06)6922-8520

※開庁日及び時間は土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時30分です。

〔試験会場案内図〕



応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと